

重要事項説明書【1】サービス内容説明（居宅介護支援）
当事業者が、提供するサービスは、以下のとおりです。

1. 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

＊ サービス計画までの手順は次のとおりです。

- ・ 御自宅を訪問し、ご本人や御家族からお話を伺います。
- ・ ご本人の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・ サービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画の内容、給付管理に関する介護保険利用料、保険の適用などを
ご説明し、了解を得ます。

情報の提供

要介護認定の申請、変更の代行

居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な連絡調整

関連事業者等の連絡調整

給付管理票の作成

作成した給付管理票は、毎月、国民保険団体連合会へ提出します。

- 1 このサービスの提供にあたっては、ご本人の要介護状態の軽減もしくは悪化の止、
要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- 2 サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分から
ないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

2. 担当の職員

事業所は担当職員を決めて、業務を遂行いたします。

- 1 職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示
をお求め下さい。
- 2 なお、当事業所の管理者は【荒木 聖】です。苦情等ありましたら御遠慮なく
御連絡下さい（TEL:080-1257-8444）。

3. 担当職員の変更

- 1 お客様はいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を
拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- 2 当事業者は、担当の職員が退職する場合、介護度の変更により当事業所の定める受
け持ち基準を超える場合、中立公正なケアマネジメントの提供に向けて変更の必要
性があると管理者が判断する場合等、適宜、担当の職員を変更することがありま
す。

4. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

- ・利用料…要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日柏市役所の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてあなた自身の負担はありません。

ただし、あなたの介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をあなたに負担していただくこととなります。

居宅介護支援	
居宅介護支援費（要介護1～2）	11,316 円 / 1月
居宅介護支援費（要介護3～5）	14,702 円 / 1月
初回加算	3,126 円 / 1月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,605 円 / 1月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,084 円 / 1月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,689 円 / 1月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,252 円 / 1月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,252 円 / 1月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,815 円 / 1月
退院・退所加算（Ⅲ）	9,378 円 / 1月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円 / 1月
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円 / 1月
通院時情報連携加算	521円 / 1月
特定事業所加算（Ⅰ）	5,407 円 / 1月
特定事業所加算（Ⅱ）	4,386 円 / 1月
特定事業所加算（Ⅲ）	3,365 円 / 1月
特定事業所加算（A）	1,187 円 / 1月
特定事業所医療介護連携加算	1,302 円 / 1月

＊退院・退所加算… 入院又は入所につき1回を限度

- ・交通費… サービスを提供・実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

5. 計画書の交付

居宅サービス計画書は作成する度に毎回交付します。
紛失された場合等、改めて交付を希望される際は再度交付しますので、お申出下さい。

6. ケアマネジャー契約後の、各種介護サービス利用前の注意

介護支援専門員は中立公正な立場でサービス事業者を探し、ご紹介させていただきます。利用前には、お客様とサービス事業者との契約が必要です。

介護支援専門員が紹介したからといって、必ず契約しなくてはいけない訳ではありません。

ご本人様だけで不安な時は、ご家族様に同席してもらい、納得してから契約してください。

ご家族様におかれましては、サービス事業者との契約には各社様々な特徴やお支払い方法がございます。

ご本人様の記憶違いや後のトラブルを防ぐためにもサービス事業者との契約にはご同席をお願いいたします。

ご本人1人では理解力や記憶力は不安でも、ご家族が遠方にお住まい、またはお仕事が忙しい等、様々な事情はあると思われます。ご同席が困難な場合でも、各種サービス事業者と契約時は郵送等でご家族が目を通される等、契約内容を把握していただけますようご支援をお願いいたします。

重要事項説明書【2】（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第38号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社パズル
主たる事務所の所在地	柏市柏5丁目2-11-2 ビオス柏302号
法人種別	営利法人
代表者名	荒木 聖
設立年月日	令和5年5月18日
電話番号	04-7128-6783
ファクシミリ番号	04-7128-6784

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ピース・ケアプランセンター柏
事業所の種類・指定番号	居宅介護支援 柏市 1272207695
所在地	柏市柏5丁目2-11-2 ビオス柏302号
電話番号	04-7128-6783
ファクシミリ番号	04-7128-6784
開設年月日	令和5年8月1日
管理者の氏名	荒木 聖
サービス提供地域	柏市、松戸市、流山市
実施しているその他の事業	なし

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

なし

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供。
運営の方針	要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し公正中立に行う。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名		1名			1名	1名	
介護支援専門員	1名		1名			1名	1名	
その他の職員								

6. 職員の勤務体制

月曜日～金曜日 08：30～17:00
※年末年始12/29～1/3、特別休暇、有給休暇等、休日の場合もあります。

7. 営業日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	08：30～17:00

8. 事業の実施地域

実施地域	柏市、松戸市、流山市
------	------------

9. 虐待防止への取り組み

利用者の人権用で、虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催や虐待防止指針の整備、定期的な研修等、虐待防止に向けた取り組みを行います。
また、それらを適切に実施するための担当者を置いています。

10. 非常災害地等における業務継続への取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、非常時においても早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い必要な措置をこうしています。

10. 苦情等申立先

苦情相談窓口	事業所担当者 荒木 聖 ご利用時間 平日午前8時30分～午後17時 勤務状況によって担当者不在の場合は折り返しのご連絡を差し上げます。 電話番号 04-7128-6783
柏市役所	高齢者支援課 介護サービス担当 電話番号 04-7167-1111
千葉県国民健康保険 団体連合会	苦情処理係 電話番号 043-254-7428

私は、本書面に基づいて、乙の職員（氏名 荒木 聖 ）から

上記、重要事項【1】及び【2】の内容の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

（利用者）

住所

氏名

（利用者の家族等）

住所

氏名

続柄